

## 6. 実現化方策の検討

### 6-1. アクションプログラムの検討

#### (1) アクションプログラムの検討

「全体構想」及び「地域別構想」に位置づけた各方針のうち、都市整備分野に係る施策により実現を図るものについて、「実現化方策」及び「整備目標」を以下のとおり設定します。

なお、「実現化方策」及び「整備目標」については、達成状況を検証しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、地域住民の都市づくりへの意識が高まり、個別の地域や方針に限定して事業の実施が可能となる場合は、適切な方策による実現化を図っていきます。

▼ 表 アクションプログラム (1/2)

	方針	対象	実現化方策	整備目標時期	
				短期	中・長期
土地利用の基本方針	市街化区域における居住環境・商業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の一団の未利用地</li> <li>滝沢駅から岩手県立大学周辺、菓子駅周辺</li> <li>市街化区域内の国道4号等幹線道路沿道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度の適用の検討</li> <li>都市再生整備計画事業</li> </ul>		●
	既存集落地における居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度の適用の検討</li> <li>優良田園住宅制度</li> </ul>		●
	複合的な市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>滝沢市役所周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度の適用の検討</li> <li>都市再生整備計画事業</li> </ul>	●-----▶	
	新たな土地利用計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北縦貫自動車道新設スマートIC予定位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度の適用の検討</li> </ul>		●
	農地や森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地や森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域や森林地域等に係る法令の遵守（継続）</li> </ul>	●-----▶	
交通体系の整備の基本方針	スマートICの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北縦貫自動車道滝沢IC～盛岡IC間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画に基づく実施</li> </ul>		●
	幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路</li> <li>都市計画道路以外の幹線道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路又は街路事業（他の都市基盤整備を兼ねる場合は地区計画の策定又は見直し）</li> <li>都市計画道路の変更又は廃止</li> </ul>	●-----▶	
	安全・安心な生活道路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等整備事業</li> </ul>	●-----▶	
	交通施設ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通総合連携計画の策定（滝沢市公共交通計画の見直し）</li> </ul>		●
	交通結節点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各駅及び市役所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等整備事業</li> <li>都市再生整備計画事業</li> </ul>		●

▼ 表 アクションプログラム (2/2)

	方針	対象	実現化方策	整備目標時期	
				短期	中・長期
都市施設の整備の基本方針	総合公園の計画的な維持・修繕	・滝沢総合公園	・長寿命化計画の策定 ・公園施設維持管理事業		●
	都市公園のバリアフリー化	・都市公園	・バリアフリー化事業		●
	身近に利用できる公園等オープンスペースの整備	・市街化区域及び集落地	・地区計画の策定又は見直し		●
	道路の緑化	・緑のネットワークに位置づけた各路線	・交通安全施設等整備事業	●-----▶	
	上水道の整備・維持・修繕	・老朽水道施設の更新	・上水道事業	●-----▶	
	下水道等の整備・維持・修繕	・下水道計画区域	・公共下水道事業	●-----▶	
			・浄化槽整備事業 ・排水路整備事業	●-----▶	
河川整備	・北上川や雫石川等の河川	・河川整備事業	●-----▶		
都市防犯・景観・環境形成の基本方針	建築物の耐震化対策	・耐震化の必要な建築物	・滝沢市耐震改修促進計画の実施	●-----▶	
	災害の発生が懸念される地区における開発抑制	・自然災害の発生が懸念される地区	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域		●
	良好な景観の形成	・市域全体	・景観形成基本方針の策定 ・住民協定	●-----▶	
市街地・住宅整備の基本方針	良好な市街地環境の維持	・土地区画整理事業地 ・滝沢ニュータウン等の既存住宅団地	・地区計画の策定又は見直し ・都市再生整備計画事業		●
	市営住宅の長期的有効活用	・一本木住宅	・長寿命化計画の策定 ・都市再生整備計画事業		●

## (2) リーディングプロジェクトの設定

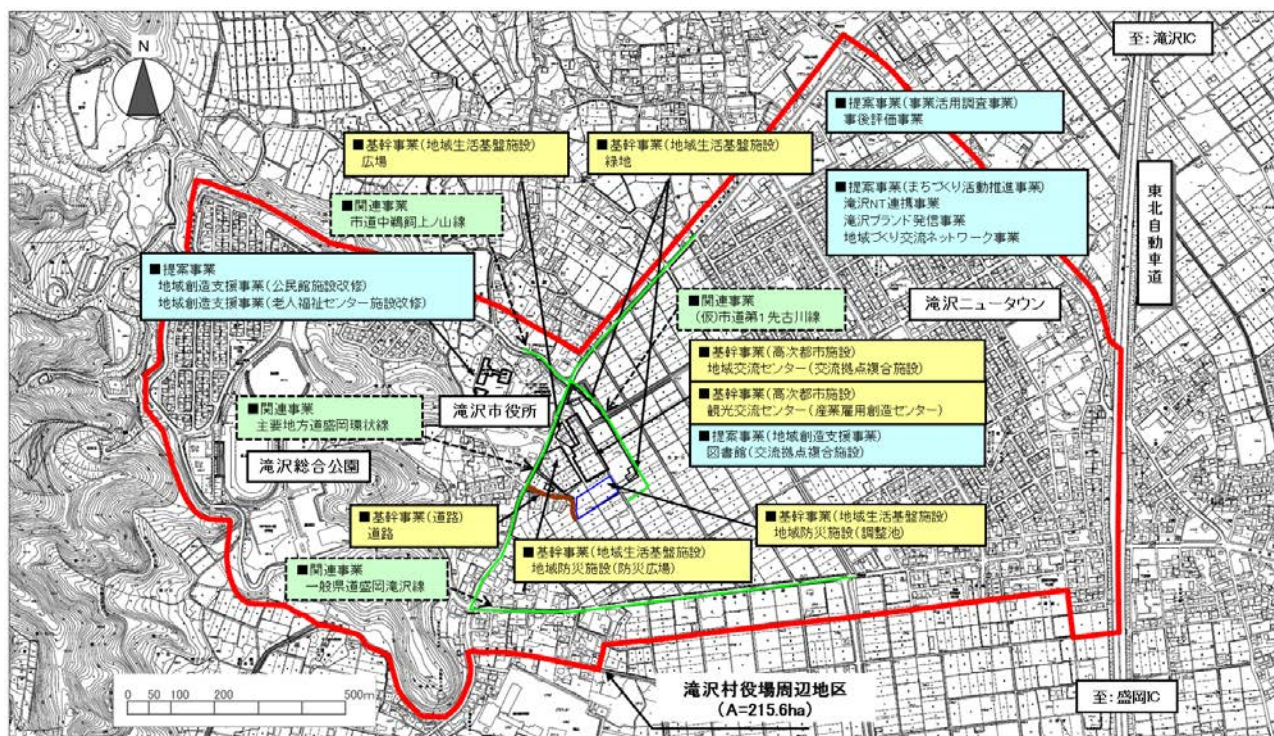
アクションプログラムで示した「実現化方策」のうち、重点的に取り組む施策として「リーディングプロジェクト」を下記のとおり設定します。

なお、リーディングプロジェクトに限らず、地域住民の都市づくりへの意識が高まり、個別の施策が早期に実施できる場合は、短期的に取り組むこととします。

### ① 滝沢市役所周辺における中心拠点の形成

- 「全体構想」では、滝沢市役所周辺において複合施設の立地促進、各種都市機能が集約された複合的な市街地形成を位置づけました。
- 滝沢市役所周辺では、「滝沢市役所周辺に魅力ある行政・公益施設ゾーンを創出し、市民の交流と学習により活力ある都市づくりの拠点とする」ことを目標に、平成28年度末までを計画期間とした都市再生整備計画事業による拠点整備等が進められています。また、「鶉飼地区地区計画」により、公共公益施設の立地を担保しています。
- 一方、隣接地では「御庭田地区地区計画」が策定されており、「主要地方道盛岡環状線沿道及び都市計画道路上堂鶉飼線の沿道（一般県道盛岡滝沢線）は、地区の利便性向上のため、日常的な商業施設等の利用を図る」ことが位置づけられているものの、主に住宅を中心とした土地利用が形成されています。
- 以上のことから、滝沢市役所周辺を対象とした本市の中心を担う拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、具体的な「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。

▼ 図 都市再生整備計画（平成26年3月）における整備方針概要図



### ②新設スマート IC 整備位置周辺における産業拠点の形成

- 「全体構想」では、新設スマート IC 周辺において交通条件を生かした産業拠点の形成を位置づけました。
- 上記を実現するため、新設スマート IC 周辺の「土地利用計画」を明確にし、その中で「開発の必要性・緊急性・位置選定の妥当性」等について検討を行う必要があります。
- さらに、新設スマート IC が市街化調整区域であり、開発区域に農業振興地域農用地区を含む可能性が高いことから、新設スマート IC 周辺の「土地利用計画」を基に、盛岡広域や国・県との調整を行い、開発に係る都市計画制度の活用を検討していきます。
- 以上のことから、新設スマート IC 周辺において産業拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、具体的な「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。
- なお、新設スマート IC 整備については、交通アクセスの向上を始めとし、観光等の産業振興、救急医療支援等に大きな効果が期待されることから、事業計画に基づいた整備を推進していきます。

### ③滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺における交通結節拠点及び産業拠点の形成

- 「全体構想」では、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけて賑わいと活力を生む交通結節拠点の形成を位置づけし、また、岩手県立大学周辺において産学官連携による雇用や活力を生む産業拠点の形成を位置づけました。
- 上記を実現するため、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけての「土地利用計画」を明確にし、その中で滝沢市 IPU イノベーションセンター・イノベーションパークや岩手県立大学等の既存施設との関連性や学生等の生活を支えるサービス施設の立地の視点から「開発の必要性・緊急性・位置選定の妥当性」等について検討を行います。
- さらに、市街化調整区域が含まれていることから、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけての「土地利用計画」を基に、開発に係る都市計画制度の活用を検討します。
- 以上のことから、滝沢駅周辺から岩手県立大学周辺にかけて交通結節拠点及び産業拠点を形成するため、短期的には「土地利用計画」の策定に向けた検討を行います。さらに中・長期的には、岩手県等の関係機関との調整・手続きを進めつつ、「開発計画の策定」「開発区域の設計」等について検討を行います。

### ④巢子駅周辺及び国道4号における交通結節拠点の形成

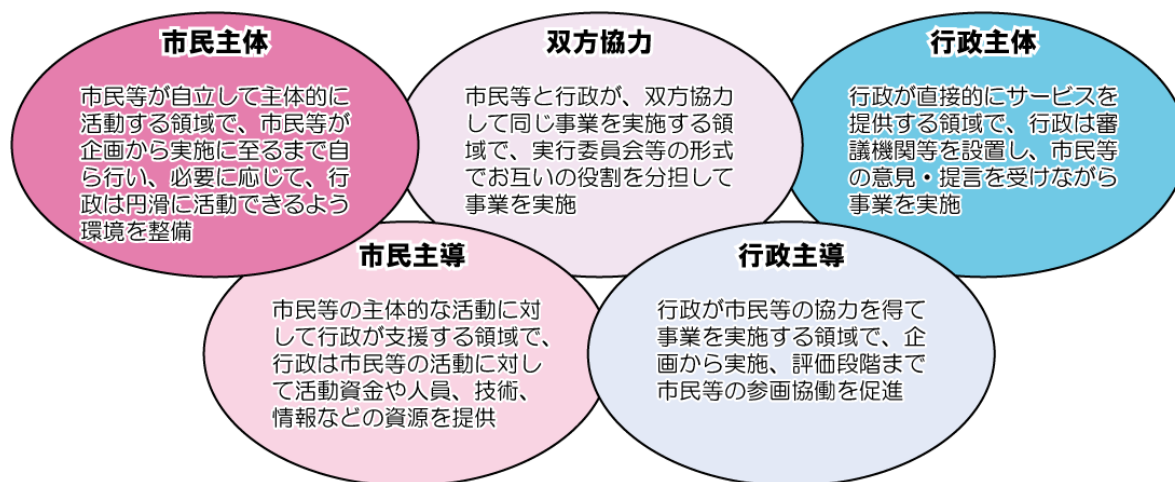
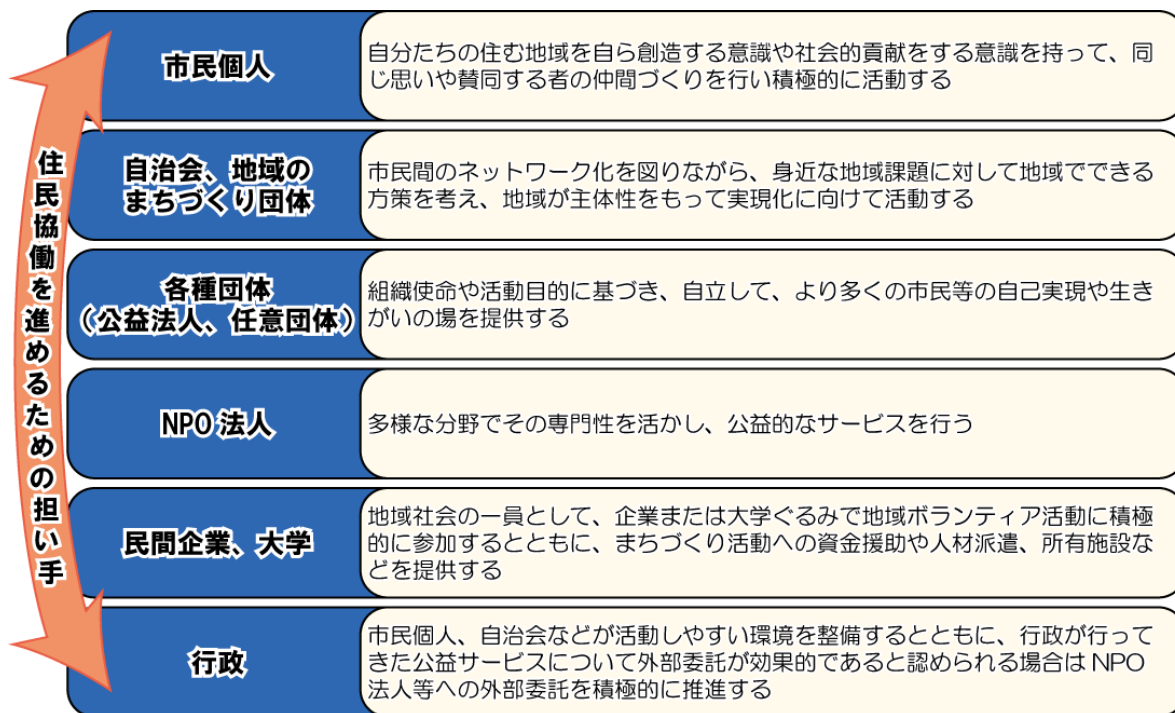
- 「全体構想」では、巢子駅周辺及び国道4号において交通条件を生かした交通結節拠点の形成を位置づけました。
- 現在、巢子駅周辺は「巢子駅地区地区計画」が策定されており、「駅前拠点を形成する地区とゆとりある住宅地を形成する地区に区分し、各地区にふさわしい土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図る」ことが位置づけられているものの、主に住宅を中心とした土地利用が形成されています。
- 以上のことから、巢子駅周辺及び国道4号において交通結節拠点を形成するため、中・長期的には、その中で生活利便性の高い日常的な生活サービスを提供する商業、業務施設の誘導を目的とした、「地域地区（用途地域の見直し及び特別用途地区の指定）」「地区計画の見直し」等について検討していきます。

6-2. 協働の都市づくりを推進するための役割分担の検討

「全体構想」及び「地域別構想」に位置づけた各方針を実現していくためには、行政による取り組みのほか、市民や企業等も将来都市像を共有し、各々が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」による都市づくりを推進していくことが重要です。

以上のことから、住民協働による都市づくりを進めていくための「各担い手の役割」「領域」を下図のとおりとします。

▼ 図 住民協働を行うための、各担い手の役割及び領域



用途地域等の都市計画制度や事業に対しては、市民等が主体的・積極的に都市づくりに関わっていく仕組みとして、土地所有者、都市づくりNPO、民間事業者等が一定の条件を満たした場合に、「都市計画の提案制度」を活用した提案を行う事が可能です。

「都市計画の提案制度」の手続きの流れは、下図のとおりです。

▼ 図 「都市計画の提案制度」の手続きの流れ

